

株式会社BIS

2022年度 推奨方針等のご案内

この度は、弊社にご用命を賜りまして誠にありがとうございます。

弊社は、下記の損害保険会社(6社)と生命保険会社(8社)と代理店委託契約を締結いたしております。お客様より、保険会社並びに保険商品の特段のご指名やお申し出がない限り、弊社は下記の理由により予めお客様へご推奨する保険会社を選定し、当該保険会社の商品をご提案させていただきます。

1 弊社の取扱保険会社

| | | |
|----------------|---|--|
| 損害保険会社 (6社) | AIG損害保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 | 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 セコム損害保険株式会社 |
| 生命保険会社 (9社) | FWD生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命株式会社 日本生命保険相互会社 オリックス生命保険株式会社 | マニユライフ生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 はなさく生命保険株式会社 |

2 弊社の推奨方針(推奨する理由)

| | | |
|---|--|--------------------------------------|
| 損害保険会社 | AIG損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京海上日動火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 |
| 長年にわたる関係により相互信頼関係が構築されており、保険商品の種類も豊富であると共に、顧客対応を迅速におこなえる上記5社の保険会社を推奨させていただいております。 | | |
| 尚、第3分野の保険商品(医療・傷害保険商品等)につきましては、AIG損害保険(株)の商品を推奨しております。 | | |
| 生命保険会社 | 【終身保険】 三井住友海上あいおい生命株式会社、SOMPOひまわり生命株式会社 【定期保険】 日本生命保険相互会社、エヌエヌ生命保険株式会社 【遡増定期保険】 マニユライフ生命保険株式会社 【がん保険】 FWD生命保険株式会社 | |
| 直近の販売実績と商品優位性により、予め選定した生命保険会社の商品をお客さまに推奨させていただいております。 | | |

◆【履行保証保険のお取扱いについて】

お客様に迅速に履行保証保険の証券をお届けする必要性に鑑み、事前に与信枠設定済みの保険会社の商品をご案内させていただきます。

3 推奨以外の保険会社の商品をご希望される場合等

- ・前記2に基づき、当社推奨保険会社以外の商品をご希望の場合には、弊社担当者にその旨をお申し付けください。お客様のご意向に沿ったご提案をさせていただきます。
- ・生命保険商品につきましては、お客様の健康状態等により、当社が推奨する保険会社以外で、お客様のご意向に適した保険商品をご提案させていただく場合がございます。

4 弊社の保険募集人の権限について

【生命保険について】

- ・弊社の生命保険募集人は、お客様と生命保険会社の保険契約の媒介を行うものであり、契約締結の代理権はありません。生命保険会社が保険契約を承諾した時に、契約は有効に成立いたします。
- ・弊社の生命保険募集人には告知受領権はありません。
告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。
従いまして、当社の生命保険募集人に口頭でお話し頂いても告知したことはありません。
生命保険会社指定の告知書面へのご記入をお願い致します。

【損害保険について】

- ・弊社の損害保険募集人は、お客様と損害保険会社の損害保険契約の媒介、又は契約締結の代理権を有しています。
- ・弊社の取扱保険商品によっては、当社の募集人が告知受領権を有する商品もあります。
保険申込書、並びに告知書欄の記載内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除又は無効になり保険金をお支払いできない事がございますので、正しく告知をお願い致します。

5 個人情報の利用目的

- ・お客様の個人情報につきましては、お客さまに同意を得た上で、各種保険及びこれらに付随、関連するサービスの提供業務等に必要範囲で利用いたします。その他の目的で利用することはありません。
※詳しくは、弊社ホームページの「プライバシーポリシー」をご参照願います。

◆【満期継続時のご提案について】

原則、満期を迎えます既契約と同一の商品をご案内させて頂きます。

ただし、既契約商品の販売停止や、お客様に不利益となる商品改定により明らかに他の取扱い保険会社の同一商品に対して劣後性が認められる場合や、他の取扱い保険会社の商品改定等により、明らかに他の保険会社の商品の優位性が認められた場合等には、お客様に改めてご意向をお伺いした上で、ご意向に沿った商品のご案内を行わせて戴きます。

◆【団体契約・団体扱い・集団扱い等の団体制度商品のご提案について】

団体、集団で取扱いのできる保険会社、商品が指定されている場合は、前項の推奨保険会社に関わらず当該団体、集団扱いの制度割引や団体割引が適用となる保険会社の商品をご説明いたします。

以上

2022年2月1日

株式会社BIS

取締役社長 宮越 康博